

土木のしごと魅力発信事業の内 土木のしごと魅力発信イベント実施業務委託募集要項

1 目的

本要項は、土木のしごと魅力発信事業の内土木のしごと魅力発信イベント実施業務を委託する事業者を企画提案（プロポーザル方式）により特定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務委託名

土木のしごと魅力発信事業の内土木のしごと魅力発信イベント実施業務委託（以下、「土木のしごと魅力発信イベント実施業務委託」という。）

3 業務内容

土木のしごと魅力発信イベント実施業務委託仕様書のとおり

4 募集期間

2026年6月17日（水）から2026年7月8日（水）まで

5 応募資格

応募の有資格者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 企画提案書の提出期限の時点において、過去10年間（2016年4月以降に完了した業務）に類似のイベントの開催実績があること。（類似：国、地方公共団体又はこれらに類する団体※1が主催する屋外で開催した1,000人規模以上のイベント）

※1 これらに類する団体

- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法2条に定める公益法人
- ・独立行政法人通則法第2条に定める独立行政法人
- ・地方独立行政法人法第2条に定める地方独立行政法人
- ・国立大学法人法第2条に定める国立大学法人

- (2) 企画提案書の提出期限の時点において、愛知県から「愛知県会計局指名停止通知取扱要領」に基づく指名停止処分を受けていないこと。

- (3) 企画提案書提出期限までに、物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）において、以下のいずれ（下線部）にも登録されている者であること。

大分類「03. 役務の提供等」

中分類「03. 映画等製作・広告・催事」

小分類「02. 広告」－細分類「01. 広告企画・代行」

小分類「03. 催事」－細分類「01. イベント企画」、「02. 会場設営」

- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。

こと。

- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

6 契約条件

- (1) 契約形態

委託契約

- (2) 委託限度額

14,646,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

注）この金額は契約（予定）金額を示すものではない。

- (3) 契約保証金

愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 129 条の 2 の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は、全額免除する。

- (4) 契約期間

契約締結日から 2027 年 1 月 29 日（金）まで

7 応募方法等

- (1) 提出書類

ア 企画提案書（※印は添付書類あり。）

- ・様式 2（業務提案書） 1 ページ以内
- ・様式 3（業務の実施体制） 1 ページ以内
- ・様式 4※（担当者ごとの業務実績等） 必要枚数
- ・様式 5※（会社の過去の類似業務受託実績） 1 ページ以内
- ・様式 6（具体的な業務内容） 5 ページ以内
- ・様式 7（業務工程） 1 ページ以内
- ・様式 8※（社会的価値の実現に資する取組に関する申告書） 1 ページ以内

イ 添付書類

- ・類似業務の契約書の写し及びその概要が分かる資料（様式 4 及び 5 関係）
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告内容を証明する資料（様式 8 関係）
- ・会社の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載があるもの。）
- ・参考見積（10 参考見積の項を参照し作成すること）

ウ 提出書類作成にあたっての留意事項

- ・A 4 判、片面印刷、左綴じを原則とする。（添付書類含む。）
- ・各ページには、ページ数を入れること。
- ・企画提案書（様式 2 から様式 8）について、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、規定のページ数以内で作成すること。規定ページ数を超過した場合は、それ以降の内容は評価対象としない。（添付資料は企画提案書のページ数に含めない。）

- (2) 提出部数

2 部

(3) 提出期限等

ア 提出期限：2026年7月8日（水）午後5時必着

イ 提出先：〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

愛知県庁本庁舎6階北 愛知県建設局土木部

建設企画課人材確保・育成グループ(052-954-7436)

ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は「配達証明」に限る）

(4) 質問及び回答

企画提案書に関する質問は、質問書（様式1）により提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期間

2026年6月23日（火）午後5時まで

イ 提出方法

愛知県建設局土木部建設企画課の下記アドレスあてに電子メールで提出すること。

kensetsu-recruit@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「土木のしごと魅力発信イベント実施委託に関する質問」とすること。

ウ 質問の回答

2026年6月30日（火）までに県ホームページに回答を掲載する。

(5) その他注意事項

ア 企画提案書の提出は、1法人1案とする。

イ 企画提案書の作成・提出に必要な経費は応募者の負担とする。

ウ 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しない。

エ 提出期限後の企画提案書の再提出及び差し替えは認めない。（ただし、県からの指示があった場合を除く。）

オ 提出された企画提案書は、返却しない。

カ 企画提案書を提出した後に辞退する者は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

キ 企画提案書に記載された担当者等は、原則として契約後に変更できないものとする。

8 企画提案書の評価・特定等

(1) 特定者数

1者

(2) 評価・特定方法

ア 提出された企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答に基づいて、県が設置する選定委員会において評価を行い、最優秀企画提案として特定する。

イ 企画提案書を提出した者（以下、「企画提案者」という。）が3者を超える場合は、県において書類選考を行い、上位3者を選定委員会の対象とする。

ウ 書類選考及び選定委員会は非公開とし、企画提案書の特定に係る審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

エ 選定委員会への参加にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。また、選定委員会に参加しない者については、企画提案書を取り下げたものとみなす。

(3) 選定委員会（予定）

ア 日付：2026年7月16日（木）（時間未定）

イ 会場：愛知県庁内会議室

(4) プレゼンテーション

ア 選定委員会において実施する。

イ 企画提案書のプレゼンテーションは1者20分（説明10分、質疑応答10分）とする。

ウ プレゼンテーションの開始時間等について、企画提案者へ後日連絡する。

エ パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は許可しない。

オ 追加の資料を配付することは許可しない。

カ 参加者は1者あたり3人以内とする。

キ プレゼンテーションにおいて会社名が特定できる発言があった場合は評価点の合計から減点する。

(5) 通知

審査結果については、全企画提案者に対し、後日書面で通知する。

9 契約

(1) 契約の締結

業務実施にあたっての企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案書を提出した者から見積を徴収した後、契約金額を委託金額限度額の範囲内で随意契約の方法により契約を締結する。なお、万一契約に至らなかった場合は、次点の者と協議するものとする。

(2) 契約の方法

本件の愛知県との契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は、紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県のwebページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

(3) 契約の履行

契約の履行にあたっては、愛知県と十分協議して進めるものとする。

(4) 支払い方法について

精算払いとする。

10 参考見積

(1) 企画提案書をふまえて、必要な経費を算出し参考見積として、企画提案書提出期限までに提出すること。

(2) 宛先は「愛知県知事」とし、共通経費を設けず業務内容ごとに経費の内訳を添付または見積書内に明記すること。

(3) 見積額は税抜きの価格とすること。

(4) 公表されている歩掛かり等を使用できるものは使用すること。

(5) 参考見積の様式は特に定めない。

(6) 委託先として特定された場合は、積算の参考とするために、必要な場合は再度見積を依頼する。

(7) 参考見積書は業務内容全体に対して作成すること。

1.1 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 募集要項等の公表 | 2026年6月17日（水） |
| (2) 質問書の提出期限 | 2026年6月23日（火）午後5時まで |
| (3) 質問書の県の回答 | 2026年6月30日（火） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 2026年7月8日（水）午後5時必着 |
| (5) 選定委員会の開催 | 2026年7月16日（木） |
| (6) 審査結果の通知 | 2026年7月中下旬 |
| (7) 契約締結 | 2026年7月中下旬 |

1.2 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、応募は無効とする。

- (1) 一の応募者が、複数の企画提案書を提出した場合
- (2) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (5) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (6) 見積内容において著しく合理性を欠く内容があった場合
- (7) その他、重大な不備があり選定委員会が無効であると判断した場合

1.3 その他

- (1) 企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、速やかに発注者に連絡すること
- (2) 採用された企画提案書の内容を県と委託先とで協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合がある。
- (3) 提出及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1.4 問い合わせ及び書類提出先

愛知県建設局土木部建設企画課 人材確保・育成グループ

電話 052-954-7436(ダイヤルイン)

052-961-2111(代表) 内線 4528

E-mail kensetsu-recruit@pref.aichi.lg.jp

評価項目	評価の観点	配点
1 企画提案内容		小計 72点
1-1 全体方針について		
基本的な考え方等	本事業全体の取組方針は適切か。(基本的な考え方、目標、特徴・アピールポイント等)	8点
1-2 ステージ及びブース提案について		
ステージプログラム	小学生を始めとした若い世代やその保護者向けになっているか。集客に資する内容となっているか。土木の仕事への理解と関心を深めるものとなっているか。	16点
出展ブース	小学生を始めとした若い世代やその保護者向けになっているか。来場者が楽しめるような内容になっているか。土木の仕事への理解と関心を深めるものとなっているか。	12点
1-3 ゾーニング及び安全対策について		
ゾーニング案	適切なゾーニングがされているか。来場者が楽しく見て回れる仕組みとなっているか。	8点
安全対策(イベント開催時)	イベント参加者の安全対策がされているか。特に小学生等に配慮されているか。その他の公園来園者の安全が配慮されているか。	8点
安全対策(イベント準備・撤去時)	公園来園者の安全が配慮されているか。公園施設を破損しない配慮がされているか。	8点
1-4 情報発信について		
広報	多くの方に来場してもらえ事前広報になっているか。配布グッズは魅力的か。事後の情報発信の方法は適切か。	12点
2 業務遂行能力		小計 16点
組織体制	業務実施体制及び業務責任者、その他当該業務に従事する者の役割が明らかにされ、本事業の成果をあげるのに十分な体制が構築されているか。	8点
事業計画	事業進行スケジュールは、実施可能な計画になっているか。	8点
3 その他		小計 4点
経費見積書	経費見積については低廉だけでなく、事業目的や募集内容を実施するために必要な項目が記載されており、適正に積算されているか。	4点
		小計 92点
4 社会的価値の実現に関する取組		※事務局で採点 小計 8点
環境に配慮した事業活動	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。	0.5点
	自動車エコ事業所の認定を受けているか。	0.5点
	あいち生物多様性企業認証を受けているか。	0.5点
障害者等への就業支援	障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加算対象とする。)	0.5点
	名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用しているか。※1	0.5点
	障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前年度)があるか。	0.5点
男女共同参画社会の形成	あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。※2	0.5点
	えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。	0.5点
仕事と生活の調和	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。	0.5点
	あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。	0.5点
	くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。	0.5点
	愛知県休み方改革マスター企業の認定を受けている及び愛知県「休み方改革」イニシアチブのうち「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」を実施しているか※3	0.5点
その他	あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。	0.5点
	愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。	0.5点
	愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。	0.5点
	パートナーシップ構築宣言を公表しているか。	0.5点
合 計※4		100点

※1 保護観察対象者等を雇用していないが、「協力雇用主の登録」を受けている場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。

※2 あいち女性輝きカンパニーの認証は受けていないが、当該認証を受けるための要件の一つである「女性の活躍促進宣言」を提出している場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。

※3 愛知県休み方改革マスター企業の認定、愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施のうちいずれか一方のみ満たしている場合は、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。

※4 プレゼンテーションにおいて、企業が特定できる発言があった場合は評価点の合計から5点減点する。